

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年6月29日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年5月11日	北区	大宮南山ノ前町	2	—	—	平成29年5月11日
		大宮薬師山東町	2	—	—	
		大宮一ノ井町	2	—	—	
	右京区	梅津徳丸町	8	—	—	
		梅津林口町	3	—	—	
		梅津北川町	5	—	—	
平成29年5月16日	伏見区	淀大下津町	1	—	—	平成29年5月16日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)